

こしがや市民活動パワーズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、こしがや市民活動パワーズと称します。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、埼玉県越谷市弥生町16番1号 越谷ツインシティBシティ5階 越谷市市民活動支援センター内とします。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、主に越谷市内において、現在、活動している、いないにかかわらず、市民活動に関心をもつ個人のために、個々の能力の向上のための事業を行い、ひいては越谷市における市民活動の発展に寄与することを、その目的とします。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員のための講演会、研修会の実施
- (2) こしがや市民活動連合会の事業および運営に関する提言と協力
- (3) 定例会、交流会
- (4) その他、本会に必要と認められる事業、活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同して入会した個人をもって会員とします。会員は次の各号を満たしていることとします。

- (1) 宗教、政治のための活動を目的としないこと
- (2) 個人の利益のための活動を目的としないこと
- (3) 反社会的活動をする個人ではないこと

(入会および退会)

第6条 入会は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は前条に掲げる条件に適合するときは入会を認めます。

2 退会は、会長が別に定める退会届書を会長に提出するものとします。

(入会および会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届書の提出をしたとき
- (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第9条 既納の会費およびその他の抛出金は返還いたしません。

第10条

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 担当（総務、書記、企画、広報）
- (5) 監事

(選任)

第12条 役員は、総会において選任されます。

(職務)

第13条 役員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を総理します
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長が指名した順序によってその職務を代行します
- (3) 会計は、財務を担当します
- (4) 担当は、役員会の議決に基づき、会の業務を執行します
- (5) 監事は、役員会の業務執行の状況を監査し、会計年度の会計監査をします

(任期)

第14条 役員の任期は2年とします。ただし、再任を妨げません。

第5章 総会

(種別)

第15条 本会は、通常総会および臨時総会を開催します。

(開催)

第16条 通常総会は、年1回開催します。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催します。

- (1) 会長が招集をしたとき
- (2) 役員が会長に招集の請求をしたとき
- (3) 会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求をしたとき
- (4) 監事が会長に招集の請求をしたとき

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出します。

(定足数)

第18条 総会は、会員数の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立したものとします。

(議決)

第18条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによります。

第6章 役員会

(構成)

第19条 役員会は、役員をもって構成します。

(権能)

第20条 役員会は、定款で定めるものの他、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第21条 役員会は、会長が招集し、議長は会長が指名します。

第7章 会計

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次の各号をもって構成します。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は、会長が管理し、実務は会計が担当します。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(事業計画および予算)

第25条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得ることとします。

(事業報告および決算)

第26条 本会の事業報告および収支計算書は、毎年事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得ることとします。

第8章 雑則

(定款の改正)

第27条 この定款の改正は、総会において、会員総数の4分の3以上の賛成をもって行うこととします。

(細則)

第28条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定めます。

附 則

1. この定款は、本会の設立の日（2023年4月6日）から施行します。
2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

会長	宮川 進
副会長	得上 成子
	島田 喜美子
会計	安嶋 好美
	荻谷 修
担当	佐野 眞文（総務・書記）
担当	高槻 和美（広報・企画）
監事	松原 千廣
3. 会費は、次に掲げる額とします。ただし、年度途中入会は月割りとします。
年会費 1,200円